

**「佐倉市スマートオフィスプレイス」指定管理者募集に係る主な質問及び回答**

区分	No.	質 問	回 答
募 集 要 項 について	1	<p>【募集要項】P.-11- について【参照】に「※本施設は・・・資料6「(参考)委託料増減額積算書」を・・・」とありますが資料6が指定管理者募集要項のページに掲載されていないように見受けられます。資料のご提示は可能でしょうか？</p>	<p>募集要項 P11. 及び P. 12 に記載している、資料6「(参考)委託料上限額積算書」の文言は削除漏れ事項となります。市ホームページにて、正誤表を早急に公表します。</p> <p>また、委託料上限額積算書については、令和元年度公募では、当施設が新規開設施設であり過去の実績がなかったためお示ししましたが、今回の公募では過去実績があることや委託料積算書を公表した場合は各申請者による提案の幅を狭める結果となる可能性があることから、公表いたしません。</p>
実 績 について	2	<p>【別紙1】業務基準書 P.-14- について企画事業の実績について、ご教授下さい。</p>	<p>企画事業につきましては、令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症を予防する観点から、指定管理者と市が相談したうえで、実施ませんでした。</p> <p>令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の感染状況が一定程度収まってきたこともあり、4月29日に利用者同士の交流イベントを行いました。</p>
	3	<p>資料2【参考】利用者実績（令和2～3年度） についてシェアオフィスの利用人数に記載されている数値の意味をご教授下さい。 例) 令和3年4月：利用人数218／契約数6⇒6室に218人が入居 6室合計で79㎡に218人が入居という意味でしょうか？</p>	<p>人数につきましては、シェアオフィス利用者として登録されている方が、本施設に来所利用した1月あたりの延べ人数です。</p> <p>令和3年4月は、シェアオフィス6室合計で、延べ218人の利用がありました。</p>
備 品 について	4	<p>【別紙2】個人情報等取扱特記事項 第12条 について委託管理業務用パソコン保管用に施錠可能保管庫が確保されていると考えて良いでしょうか。</p>	<p>委託管理業務用パソコン保管用として施錠が可能な保管庫につきましては、市所有の備品として用意しておりません。</p>
利 用 提 案 について	8	<p>【資料2【参考】利用者実績（令和2～3年度） についてシェアオフィスの拡張計画案も含めてご提案することは可能でしょうか。 例) シェア工房／コワーキングスペースの縮小⇒シェアオフィスの拡張等</p>	<p>当施設は、国の地方創生拠点整備交付金を利用して開設されており、開設10年間は用途変更を伴う大幅な改修は認められておりません。また、「佐倉市スマートオフィスプレイスの設置及び管理に関する条例」では、シェアオフィス1～6までがシェアオフィス区画であると定めています。よって、シェア工房区画にシェアオフィスを新規に開設することは、認められません。</p>